

## 秋田地方最低賃金審議会

### 令和3年度第2回 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金 専門部会議事要旨

1 日 時 令和3年10月1日(金) 12:55~14:15

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 3名  
労働者側委員 3名  
使用者側委員 3名

#### 4 議 題

- (1) 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額審議について
- (3) その他

#### 5 議事要旨

- (1) 事務局より労働者側参考人から提出のあった意見書及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明があった。
- (2) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。

##### <労働者側委員主張>

特定最賃において、企業内最低賃金協定はより尊重されるべきであり、当産業に携わる労働者の生活向上が図れることを望み、合意組織の企業内最低賃金の平均との差額は正が必要である。新型コロナウイルスや半導体不足などの影響を踏まえると引上げは厳しい環境下にあるが、自動車産業の持続的な発展に向けて産業の魅力向上や人材確保など継続的な取り組みが不可欠である。地域別最低賃金は過去最高額で結審したが、特定最低賃金の優位性は確保したい。

##### <使用者側委員主張>

2021年上期の国内新車販売台数は、コロナ渦による影響で大幅に落ち込んだ前年上期を上回ったが、影響のない2019年上期実績は大きく下回っており、秋田県においても全国と同様で回復は道半ばである。また、半導体不足や部品調達の停滞による生産調整の影響が広がり、先行きは不透明感が強い。今後の見通しとして、2019年水準まで回復するには時間を要すると思われる。秋田県最低賃金の答申がされたが、新型コロナウイルス渦で業績が厳しい事業者へ配慮を求めた使用者側の意見が全く反映されていない。コロナ渦の昨年度は引上げより雇用維持を優先し事実上据え置いたが、今年も足元の経営を考えれば引き上げる状況にない。

##### <審議結果>

その後個別協議(公労会議、公使会議)を行った結果、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について、5円引上げて時間額を869円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。

- (3) 事務局から他の特定最低賃金と同一日に統一して発効する予定である旨説明があった。